

本籍			現住所	出生地	年	月	日	事	項	庁名
氏名			出生年月日	旧氏名	昭和六年十一月八日生					とうべつとう 當別當 すえ まさ 季 正
二九	三		同大学同学部卒業							司法試験 管理委員会
〃	一〇	二八	司法試験第二次試験合格							最高裁判所
三〇	四	一	司法修習生を命ずる							〃
三二	四	四	司法修習生の修習終了							法務省
〃	〃	六	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する							〃
三三	三	二八	釧路地方検察庁検事に配置換する							〃
三四	三	二五	神戸地方検察庁検事に配置換する							〃
〃	八	一二	豊島区検察庁検察官事務取扱を命ずる							〃
履歴書用紙					年	月	日	事	項	庁名
昭和三六	九	一	ただし期日は八月一三日一日限りとする							最高検察庁
東京地方検察庁検事に配置換する										法務省
法務教官（法務総合研究所）に併任する										〃
〃	一二	二八	法務教官（法務大臣官房人事課付）に併任する							法務省
四三	八	一三	法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する							〃
〃	〃	二〇	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する							〃
〃	〃	〃	任期は昭和四三年十二月三十一日までとする							〃
〃	〃	〃	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する							〃
〃	〃	〃	任期は昭和四四年三月三十一日までとする							〃

四四	一	一六	司法試験（第二次試験）審査委員に併任する 任期は昭和四四年一月三十一日までとする	＃
＃	七	二五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する 併任の期間は昭和四四年一月三十一日までとする	＃
＃	八	一五	法務大臣官房人事課付に充てる	＃
＃	＃	＃	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する	＃
＃	一二	二四	沖繩へ出張を命ずる 出張期間は昭和四五年一月一日から同月一日までとする	＃
四五	一	一九	司法試験（第二次試験）審査委員に併任する 併任の期間は昭和四五年一月三十一日までとする	＃
＃	五	二六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する 併任の期間は昭和四五年一月三十一日までとする	＃
履 歴 書 用 紙				
昭和四五	六	一二	香港へ出張を命ずる 出張期間は昭和四五年六月一日から同月一日までとする	庁 名
四六	三	二五	法務省刑事局参事官に充てる カナダ、アメリカ合衆国、メキシコの各国へ出張を命ずる	＃
＃	八	一七	命ずる 出張期間は昭和四六年九月四日から同年一月一日までとする	＃
＃	＃	三一	カナダ国モントリオールにおいて開催の航空法国際会議日本代表代理を命ずる	内 閣
＃	九	一〇	法制審議会幹事に併任する カナダ国モントリオールにおいて開催の航空法国際会議日本代表代理を免ずる	法 務 省
＃	一〇	一	会議日本代表代理を免ずる	内 閣

四八	三	二三	法務大臣官房参事官に充てる	〃
〃	四	一七	法制審議会幹事の併任を解除する	〃
五一	三	二二	法務大臣官房参事官に充てることを解く	〃
〃	〃	〃	法務事務官（法務大臣官房付）に併任する	〃
〃	〃	〃	併任の期間は昭和五十一年三月三日までとする	〃
五二	一	一九	昭和五十二年度司法修習生考試につき司法修習生考試	最高裁判所
〃	〃	〃	委員会調査委員を委嘱する	法務省
〃	四	一	東京高等檢察庁検事に配置換する	法務省
〃	〃	〃	東京地方檢察庁検事に併任する	〃
五五	四	八	東京地方檢察庁検事に配置換する	〃
〃	〃	〃	東京地方檢察庁総務部長を命ずる	〃
〃	〃	〃	東京地方檢察庁検事の併任を解除する	〃
履 歴 書 用 紙				
昭和五五	五	一〇	法制審議会監獄法改正部会委員に併任する	法務省
五六	一	二一	昭和五十六年度司法修習生考試につき司法修習生考試	最高裁判所
〃	〃	〃	委員会調査委員を委嘱する	法務省
〃	一〇	一	東京高等檢察庁検事に配置換する	法務省
〃	〃	〃	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てる	〃
〃	一二	一〇	法制審議会国籍法部会委員に併任する	〃
五八	二	二四	タイ及びフィリピンの兩國へ出張を命ずる	〃
〃	〃	〃	出張期間は昭和五八年三月六日から同月一三日までとする	〃
〃	〃	〃	最高檢察庁検事に配置換する	〃
〃	四	一	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てる	〃
〃	六	八	大韓民国へ出張を命ずる	〃
〃	〃	〃	出張期間は昭和五八年六月一三日から同月一七日までとする	〃

當別當
季正

年	月	日	事	項	庁名
昭和五九	一二	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する		法務省
"	"	"	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する		"
"	"	一九	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する		最高裁判所
六一	六	一七	青少年問題審議会幹事を免する		内閣
六〇	一	二〇	最高検察庁検事に配置換する		法務省
"	七	一〇	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する		"
"	八	二七	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免する		最高裁判所
"	一二	一	浦和地方検察庁検事正に配置換する		法務省
平成元	四	一〇	最高検察庁検事に配置換する		"
"	"	"	最高検察庁公安部長を命ずる		"

年	月	日	事	項	庁名
"	"	一一	法制審議会国籍法部会委員の併任を解除する		"
"	"	二〇	法制審議会少年法部会委員に併任する		"
"	一一	二	青少年問題審議会幹事に任命する		内閣
五九	一一	二〇	東京地方検察庁検事に配置換する		法務省
"	"	"	東京地方検察庁次席検事を命ずる		"

年	月	日	事	項	庁名
"	"	一三	外務事務官（アジア局）に併任する（期間は昭和五八年六月一七日までとする）		外務省
"	八	一二	アメリカ合衆国へ出張を命ずる		"
"	"	"	出張期間は昭和五八年九月七日から同月一三日までとする		法務省
"	九	三〇	法務大臣官房審議官（入国管理局担当）に充てるとを解く		"

年	月	日	事	項	庁名
昭和五九	一二	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する		法務省
"	"	"	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する		"
"	"	一九	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する		最高裁判所
六一	六	一七	青少年問題審議会幹事を免する		内閣
六〇	一	二〇	最高検察庁検事に配置換する		法務省
"	七	一〇	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する		"
"	八	二七	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免する		最高裁判所
"	一二	一	浦和地方検察庁検事正に配置換する		法務省
平成元	四	一〇	最高検察庁検事に配置換する		"
"	"	"	最高検察庁公安部長を命ずる		"